

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	三三
○福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則	三三
告 示	三三
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三三
○道路の区域を変更する件	三三
公 告	三三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	三三
○県営土地改良事業の工事が完了した件	三三
正 誤	三三
○平成二十四年八月三十一日付け定例第二千四百十五号中	三七
○平成二十六年三月十四日付け定例第二千五百七十二号中	三七

## 規 則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十号

#### 福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条第一項中「入寮しなければ」を「入寮を希望するときは、保証人と連署の上、入寮申請書（様式第十四号）を提出して、校長の許可を受けなければ」に改め、ただし書を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 校長は、前項の許可を得た者が前条各号のいずれかに該当するときは、当該許可を

取り消すことができる。  
第十六条の次に次の一条を加える。

（退寮）

第十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかに退寮しなければならない。

- 一 所定の課程を修了した者
  - 二 自宅通学等に変更した者
  - 三 第十条第二項の規定により休学を承認された者
  - 四 第十二条の規定により退校を許可された者
  - 五 前条第二項の規定により入寮の許可を取り消された者
- 2 前項第二号又は第三号に該当する者は、保証人と連署の上、退寮届（様式第十五号）を校長に提出しなければならない。
- 第十九条中「様式第十四号」を「様式第十六号」に改める。  
第二十一条中「様式第十五号」を「様式第十七号」に改める。  
第二十三条中「様式第十六号」を「様式第十八号」に改める。  
様式第十六号を様式第十八号とし、様式第十五号を様式第十七号とし、様式第十四号を様式第十六号とし、様式第十三号の次に次の二様式を加える。

様式第14号（第16条関係）

年 月 日

福島県農業総合センター農業短期大学校長

農学部 科 学年  
氏名 印  
保証人氏名

入寮申請書

私は、 年 月 日から入校予定（又は現在入校中）ですが、下記により  
学生寮に入寮したいので、申請します。

なお、入寮を許可された場合は、寮の規則等を遵守します。

記

1 入寮を希望する理由

2 入寮予定日 年 月 日

様式第15号（第16条の2関係）

年 月 日

福島県農業総合センター農業短期大学校長

農学部 科 学年  
氏名 印  
保証人氏名 印

退寮届

私は、現在学生寮に入寮していますが、下記により退寮しますので、届け出ます。  
記

1 退寮する理由

2 退寮予定日 年 月 日

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日以降に福島県農業総合センター農業短期大学校に入校又は在学する者について適用する。
- 改正前の福島県農業総合センター農業短期大学校規則（以下「改正前の規則」という。）第十六条第一項の規定により入寮している者は、平成二十七年四月一日以降改正後の福島県農業総合センター農業短期大学校規則第十六条第一項の規定による許可を受けているものとみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（農業担い手課）

告 示

福島県告示第四百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年七月一日救急病院として認定した。

平成二十六年七月八日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平  
 認定有効期限  
 医療法人社団茶畑会 相馬中 相馬市沖ノ内三一五一八 平成二十九年六月三〇日  
 中央病院  
 （地域医療課）

福島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十六年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 （メートル）	変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）
県道小野 郡山線	田村郡小野町大字小野 新町字榎木内六番二地 先から	変更前	九・〇〇	変更後	一〇・五〇
		変更後	九・〇〇	変更後	一〇・五〇
同 郡同	町大字小野				

新町字小太内二三番一  
地先まで  
一三・九  
（道路計画課）

公 告

公告第二百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤雄平

- 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十七日
- 名称  
特定非営利活動法人りょうぜん楽しもう会
- 代表者の氏名  
大橋 イツ子
- 主たる事務所の所在地  
福島県伊達市霊山町掛田字中町二十二番地三
- 定款に記載された目的  
この法人は、掛田を中心とした地域において、市民や来訪者に対して地域の様々な魅力を発信し、まちの賑わいづくりに関して活動を通じていつまでも心身共に健康で文化的な生活と世代を超えて連携協力し合う地域づくりの推進に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）

公告第二百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤雄平

- 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十三日
- 名称  
特定非営利活動法人ふよう土2100
- 代表者の氏名  
里見 喜生

四 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市湘南台一丁目十番地の六

五 定款に記載された目的  
この法人は、いわき市を中心として福島県内外において、市民・企業・NPO・行政等との協働によるよりよい地域づくりを目指し、まちづくりに関する調査研究・開発、企画・計画策定、施策提言等を通して、まちづくりの知恵や情報の集約と発信を行うとともに社会の発展に関する事業を行い、いわき市・福島県のまちづくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人フリースペースふらっと

三 代表者の氏名

加藤 洋輔

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市和田字北迫七番地ノ十五

五 定款に記載された目的

この法人は、相馬市及び近隣の障害者・社会的弱者(以下、障害者等という)に対してノーマライゼーション社会実現に向け、社会復帰及び自立と社会参加を促進する事業並びに障害者等が働きやすい職場の開拓に関する事業、暮らしやすい街づくりに関する事業等による特定非営利活動を行い、もって地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、長野地区に係る県営農村災害対策整備事業の工事は、平成二十六年三月二十七日完了したので公告する。

平成二十六年七月八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年八月三十一日付け定例第二千四百十五号中

二九六	上	二四	耶麻郡磐梯町大字更科	耶麻郡磐梯町大字磐梯
-----	---	----	------------	------------

○平成二十六年三月十四日付け定例第二千五百七十二号中

一一九	上	後ろか ら一	耶麻郡磐梯町大字更科	耶麻郡磐梯町大字磐梯
一二〇	下	一五	耶麻郡磐梯町大字更科	耶麻郡磐梯町大字磐梯